

# 消防自動車や緊急自動車の緊急通行に対するご理解とご協力をお願いします

消防・救急課

## 自動車やバイクの運転中に緊急自動車が近づいて来たら？

自動車やバイクの運転中に、サイレンを鳴らし赤色灯を点灯させた消防自動車や救急自動車が近づいて来たら、進路をスムーズに譲ることができますか？

消防自動車や救急自動車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など、緊急性の高い用務を行うことから、一刻も早く災害現場へ到着する必要があります。そ

のため、道路交通法においては、道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して通行することや赤信号の交差点に進入できることなど、多くの特例が認められていますが、緊急自動車がより安全に通行するためには、一般車両の協力が必要不可欠です。

自動車などの運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、進路を譲っていただき、一刻も早く災害現場に到着できるようご協力をお願いします。

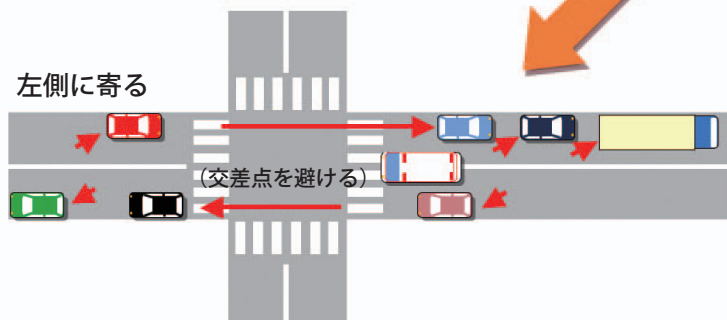
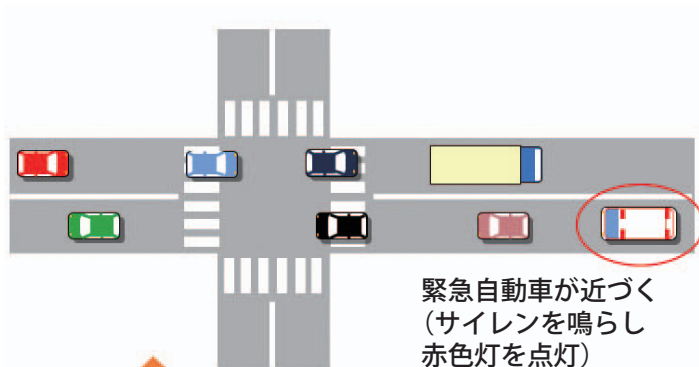
## 緊急自動車が接近してきた場合の対応は、道路交通法で次のように定められています。

### ■交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路において、その左側によることが緊急自動車の通行の妨げとなる場合は、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。

### ■交差点又はその付近以外の場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。



緊急自動車に進路を譲ってください。

#### 問い合わせ先

消防庁 消防・救急課 花田  
TEL: 03-5253-7522